

審査基準及び標準処理期間

令和4年5月13日作成

法令等名	道路交通法
根拠条項	第104条の4第3項
処分の概要	申出による免許の付与
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	<p>道路交通法 第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、第107条第2項（免許証の返納等）</p> <p>道路交通法施行例 第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準）</p> <p>道路交通法施行規則 第30条の9（取消しの申請等）</p>
審査基準	
標準処理期間	<p>門真運転免許試験場及び光明池運転免許試験場受付分は1日</p> <p>警察署受理分は9日（行政庁の休日は含まない。）※</p>
申請先	<p>交通部門真運転免許試験場登録係、免許審査係</p> <p>交通部光明池運転免許試験場免許審査係</p> <p>警察署交通課交通総務係（大阪水上署、関西空港署を除く。）</p>
問い合わせ先	<p>交通部門真運転免許試験場登録係（電話06-6908-9121 内線355）</p> <p>免許審査係（電話06-6908-9121 内線351）</p> <p>交通部光明池運転免許試験場免許審査係（電話0725-56-1881 内線351）</p>
備考	<p>※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に掲げる府の休日をいう。</p>